

企画提案仕様書

1. 業務名

教育広報誌「こうとうの教育」制作及び関連動画制作業務委託

2. 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

※委託上限額 4,433,000円（消費税込）

（内訳）① 広報誌：3,023,900円（1号あたり1,511,950円）

② 動画：1,409,100円（1回あたり701,550円）

※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を2回まで（最長令和10年3月31日まで）更新することができる。

3. 業務内容

(1) 教育広報誌「こうとうの教育」制作

江東区教育委員会広報誌である「こうとうの教育」の制作に係るリライト（原稿整理）、文章補作、デザイン・レイアウト作成、文字・色等の紙面構成の提案・編集、カット・イラスト・図表・二次元コード等の作成、写真取り込み・編集、校正、特集記事の撮影・取材等を行う。

※詳細な履行内容は、別紙2「教育広報誌「こうとうの教育」制作委託内容詳細」のとおりとする。

(2) 関連動画制作

「こうとうの教育」の記事に関連する動画の制作に係る動画構成の企画立案、現場撮影、編集等を行う。

※詳細な履行内容は、別紙3「教育広報誌「こうとうの教育」関連動画制作委託内容詳細」のとおりとする。

4. 契約種別

単価契約とする。

5. 支払方法

各号の業務完了後に支払うものとする。受託者は、各号毎に請求書等を提出する。

6. 著作権

(1) 本契約に使用する目的で作成したイラスト、ロゴおよび取材時に撮影した写真・動画などの著作物（以下「本件著作物」という。）に係る著作権（複製権、放送権、翻訳権、

映画化権、本件著作物を原著作物とする二次的著作物についての利用権等並びに著作権法第27条及び第28条の権利を含むがそれらに限られない。以下同じ。)について、代金の支払完了とともに、委託者に移転するものとし、委託者が他の印刷物やホームページなどにそれらを使用する必要があると認めた場合は、著作者および受託者の同意なしに使用できるものとする。なお、受託者から委託者への著作権移転の対価は、委託者の支払う代金に含まれるものとする。

- (2) 本件著作物について、受託者が著作者人格権を行使するときには、委託者の書面による事前の承諾を得なければならない。
- (3) 委託者が受託者に対し、第三者に対する著作者人格権の行使を要請した場合、受託者はそれが正当な権利行使である場合に限り、これに応じるものとする。
- (4) 委託者は、第1項により本件著作権移転後は、合理的な範囲内において、本件著作物について改変、修正等することができるものとし、その限りにおいて、受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 委託者は、本件著作物の利用にあたって、著作者の表示をする、または、しないことができる。
- (6) 受託者は、委託者に対し、本件著作物が第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないものであることを保証し、第三者から委託者に対し本件著作物に関する権利侵害の申し出等（以下「紛争等」という。）が生じた場合、全て受託者の責任及び費用で紛争等処理し、委託者に費用が生じた場合には、かかる費用を受託者が負担するものとする。

7. 秘密の保持及び受託情報の取り扱い

- (1) 受託者は、委託業務の履行に際して知り得た情報は、委託業務以外に使用してはならず、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、委託者より受領したデータ及び資料等を第三者に転写、閲覧または貸し出し等をしてはならない。

8. その他

- (1) 本業務の受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害することの無いよう、別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」を厳守すること。
- (2) 受託者の責に帰すべき理由により、保証する動作が正常に行われず、これに起因して現実に損害が発生した場合、受託者は委託者に対して損害賠償の責任を負う。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託者により協議し、業務を遂行するものとする。

9. 担当者

江東区教育委員会事務局庶務課教育政策調整係 井原
連絡先 03(3647)8542